

## <施設・事業所内で感染症が発生した場合>

次の状況に該当する場合は、速やかに保健所保健医療政策課感染症対策係及び福祉部長寿支援課施設係に報告してください。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であって、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

## <報告様式等>

様式1「施設における感染性胃腸炎等の発生状況報告書」により報告してください。なお、初回報告に限り、様式1と併せて様式2「感染性胃腸炎の発生状況」を保健所保健医療政策課感染症対策係へ報告してください。

### 連絡先

下関保健所保健医療政策課感染症対策係

電話：231-1530

FAX：231-1376

下関市福祉部長寿支援課施設係

電話：231-1168

FAX：231-1948